

臨時職員等の就業に関する細則

制定 平成31年 3月 5日

(趣旨)

第1条 この細則は、臨時職員等の就業に関する規程（平成23年12月20日制定。以下「規程」という。）第15条第6項の規定に基づき、臨時職員就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(年次休暇)

第2条 週所定労働時間が30時間未満であり、かつ、週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働時間を定める臨時職員については、年間所定労働日数が216日以下）の臨時職員については、次の表のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤 続 期 間						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

附 則

- 1 この細則は、平成31年3月5日から施行する。
- 2 この細則による臨時職員の年次休暇の規定は、この細則の施行の日以後に付与する年次休暇に適用し、同日以前に付与された年次休暇については、なお従前の例による。